

編 集 後 記

この記事を書いている最中の 12 月 6 日に、議員立法「成育医療等基本法案」が衆議院で可決・成立しました。本基本法の柱は、「胎児期に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経て大人になるまでの成育過程にある人々を、医療、保健、教育、福祉が連携して切れ目なく支援し、心身の健やかな成長を図るとともに、安心して子供を産み育てることができる環境を整備する」とされています。高齢者福祉にばかり重点が置かれ、世界に類を見ない少子高齢化を招いた政策から、将来の国を支える小児や若年者の教育、医療、福祉に重きが置かれ、バランスのとれた政策への方向転換になるきっかけになってほしいものです。これからは我々も、地域の行政、教育、福祉、保健の担当者とともに、病気の子供達を中心とした、縦割りではない風通しの良い支援体制を構築してゆく必要があると考えます。

時を同じくして、12 月 10 日には、「循環器病対策基本法」も衆議院本会議で可決・成立しました。本基本法の柱は、「脳卒中や心筋梗塞、心不全などの循環器疾患を、迅速かつ適切に対応できる医療体制を全国に整備し、研究の推進を図る」とされています。がん対策は、2006 年に制定された「がん対策基本法案」により、診療体制整備、政策医療、研究、予算のすべての面において進展した一方で、循環器病対策はがん対策と比べて大きく遅れを取りました。今後は具体的な内容策定のための協議会が設置される見込みですが、先天性心疾患など小児期発症の循環器疾患患者の対策も盛り込まれるよう、学会として継続的に訴えかける予定です。

このように、小児循環器に深く関係した 2 基本法案が我々の目の前で可決・成立したことは大変喜ばしいことです。同時に、今後は患者さんの予後改善のために、それぞれの立場でやらねばならない仕事が増えることでしょう。心臓病を患う子供たちや若年成人の患者さんたちが少しでも幸せな日々が送れるよう、この機会を素晴らしい追い風として、更に前に進んでゆきたいものです。

(白石 公)